〔要領・要綱等〕

資料10－１　小平町津波避難計画

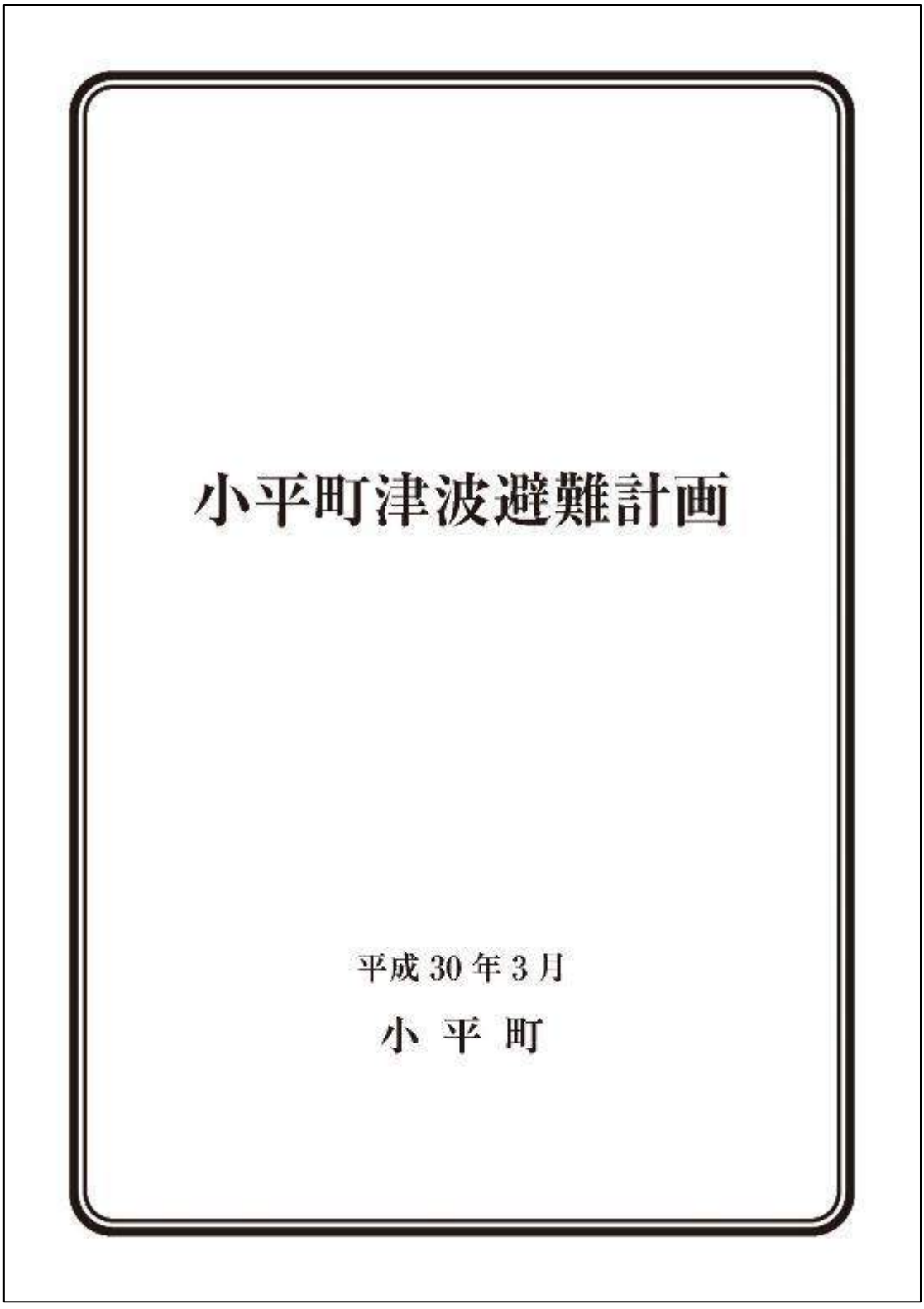

小平町津波避難計画

小　平　町

【　目　次　】

第１章 総則
第１節　総則 1
第１　策定の目的 1
第２　計画の修正 1
第３　用語の意味 2
第２節　想定津波 3
第１　基本的な考え方 3
第２　津波断層モデルの概要 3
第３　対象津波（最大クラス）について 5
第４　津波断層モデルに対する最大遡上高、津波影響開始時間、第１波到達時間 6
１　最大遡上高 6
２　津波影響開始時間 6
３　第１波到達時間 6

第２章 津波避難対策
第１節　避難計画 7
第１　津波到達時間及び避難可能距離の設定 7
１　第１波到達時間 7
２　避難可能距離の設定 7
第２　避難の方法 8
１　原則 8
２　自動車の利用等 8
３　避難先 8
第３　避難目標地点 8
第４　避難経路等 9
第５　指定緊急避難場所 21
第６　津波避難困難地域の検討 22
第２節　津波防災教育・啓発 23
第１　津波防災教育・啓発 23
１　町民等に対する防災知識の普及・啓発 23
２　学校における防災知識の普及・啓発 24
３　職員に対する防災知識の普及・啓発 24
第２　自主防災に関わる組織の育成 24
第３　防災リーダーの育成 24

第３節　避難訓練……25
第１　避難訓練の実施体制、参加者……25
第２　訓練の内容等……25
１　津波情報等の収集、伝達……25
２　津波避難訓練……25
３　津波監視・観測訓練……25

第３章 津波発生時の応急対策
第１節　初動体制……27
第１　配備動員体制……27
１　配備体制……27
２　動員……28
第２　情報受信・伝達体制等……28
第３　職員の安全確保……28
第２節　地震・津波に関する情報収集・伝達……29
第１　津波情報等の収集……29
１　津波情報等の早期収集……29
２　津波の実況等の情報収集……29
第２　津波情報等の伝達……30
１　伝達系統……30
２　伝達方法……31
第３節　避難指示（緊急）等の発令……32
第１　発令の基準……32
第２　発令の時期及び手順……32
第３　町民への周知及び関係機関への連絡……32
１　町民への周知……32
２　関係機関の相互連絡……33
第４　避難指示（緊急）等の解除……34
１　解除の基準……34
２　解除時期……34
第５　避難の誘導……34
１　避難誘導に当たる者……34
２　避難誘導の方法……34
３　再避難の措置……34

第４章 その他の対策

第１節　積雪・寒冷地対策 35
第１　冬期道路交通の確保 35
第２　避難対策、避難生活環境の確保 35
第３　電力の確保 35
第４　緊急通信ネットワークの確保 35
第５　雪崩対策 35
第６　水門等の作動の確保 35
第７　救助・救出体制の強化 35
第２節　要配慮者及び観光客等の避難対策 36
第１　要配慮者の避難対策 36
１　情報共有・伝達 36
２　避難行動の援助 36
３　社会福祉施設、病院等の避難対策 36
第２　観光客等（観光客、海水浴客、釣り客等）の避難対策 37
１　情報伝達 37
２　観光施設等の避難対策 37
３　指定緊急避難場所等の確保、看板・誘導標識の設置 37

第１章　総則

第１節　総則

第１　策定の目的

津波による人的被害を最小限に食い止めるためには、迅速で的確な避難行動が最も重要となる。

このため、平成 29 年２月に新たに公表された日本海沿岸の津波浸水想定をもとに、将来発生が予想される地震による津波の浸水範囲を明らかにするとともに、新たな想定を踏まえた「小平町津波避難計画」を策定し、地震・津波発生直後から津波による浸水が終息するまでの概ね数時間から２～３日程度の間、町民の生命及び身体の安全を確保することを最優先とし、津波防災対策に努めることを目的とする。

なお、この計画では、津波・浸水被害の可能性がある地域すべての町民、通過者等（以下、「避難者」という。）を本計画の対象とする。

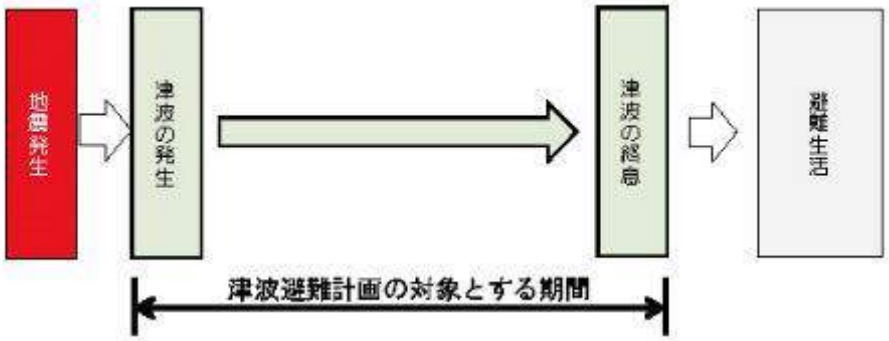

第２　計画の修正

この計画は、随時検討を加え、必要があると認められるときは、これを修正する。

第１章　総則

第３　用語の意味

この計画において、使用する用語の意味は、次のとおりである。

用　語	用語の意味等
最大遡上高	各地区で津波が到達する最高の標高のこと。
津波影響開始時間	本計画では、水位変化が生じる（±20 ㎝）までの時間をいう。
津波第１波到達時間	海岸線において、津波の第１波の最大到達高が生じるまでの時間をいう。
津波浸水想定図	地震・津波による浸水が想定される区域図をいう。 本計画では「北海道日本海沿岸の津波浸水想定（平成 29 年２月公表）を適用する。
避難対象地域	津波が発生した場合に、避難が必要な地域で、津波浸水想定図に基づき、町が指定する。
避難目標地点 （一時避難場所）	津波の危険から避難し、生命及び身体の安全を確保するため、避難対象地域の外に住民等が設定する避難の目標地点をいう。 なお、指定緊急避難場所とは必ずしも一致しない。
避難路・避難経路	指定緊急避難場所や避難目標地点まで、最も短時間で、かつ安全に避難するための経路で、町や住民等が設定するものをいう。
指定緊急避難場所	津波の危険から緊急に避難するための高台や施設等をいう。
避難困難地域	津波の到達時間までに、避難対象地域の外（避難の必要がない安全な地域）に避難することが困難な地域をいう。
要配慮者	高齢者、障がい者、乳幼児その他の特に配慮を要する者をいう。

第２節　想定津波

第１　基本的な考え方

平成23年3月11日に発生した東日本大震災による甚大な津波被害を受け、内閣府中央防災会議専門調査会では、新たな津波対策の考え方を平成23年9月28日（東北地方太平洋沖地震を教訓とした地震・津波対策に関する専門調査会報告）に示し、この中で、今後の津波対策を構築するに当たっては、基本的に二つのレベルの津波を想定する必要があるとされている。

北海道では、この考え方を踏まえ津波浸水のシミュレーションにおける対象津波（最大クラス）は、過去に北海道の日本海沿岸域に襲来した各種津波と今後襲来する可能性のある各種想定津波の津波高を用いて、地域海岸ごとに津波高が最も大きい津波を最大クラスの津波として想定している。

本町では、北海道が作成した「北海道日本海沿岸の津波浸水想定」（平成 29 年2月）に基づき、検討対象とした地震及び最大クラスの津波（Ｌ２津波）とする。

最大クラスの津波（Ｌ２津波）
■発生頻度は極めて低いものの、発生すれば甚大な被害をもたらす津波。
比較的発生頻度の高い津波（Ｌ１津波）
■最大クラスの津波に比べて発生頻度は高く、津波高は低いものの大きな被害をもたらす津波。

第２　津波断層モデルの概要

北海道では、国の報告書の内容を検討し、この考え方を基本としたうえで、北海道南西沖地震津波の経験等を踏まえた15のモデルを設定している。

「第３　対象津波（最大クラス）」に表している本町内の主な地点におけるデータでは、①、③、④のモデルにてシミュレーションを行っている。

第１章　総則

【津波断層モデル概要】

①	③
F01	F03´
モーメントマグニチュード　7.9	モーメントマグニチュード　7.4
国の報告書により設定された津波断層モデルF01モデルをベースに、大すべり域を１つに繋げたモデルを設定。	国の報告書で示している断層トレースをもとに、F03の東側の断層について、本道に近い位置にあり、津波高が高くなるなど、影響が大きい断層と考えられることから新たに設定。
 波源域	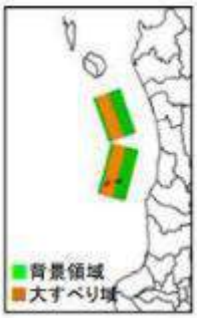 波源域

④
F06
モーメントマグニチュード　7.6
国の報告書により設定された津波断層モデルF06モデルをベースに、大すべり域を１つに繋げたモデルを設定。
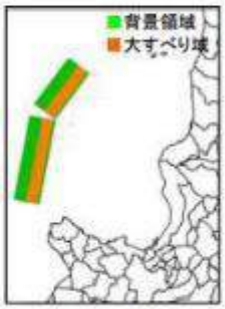 波源域

第３　対象津波（最大クラス）について

本町の主な地点における「最大遡上高」、「津波影響開始時間」、「第１波到達時間」は次のとおりである。

豊浜			
NO.	最大遡上高	津波影響開始時間	第１波到達時間
①	4.04m	58分	101分
③	1.95m	20分	26分
④	6.00m	33分	40分

鬼鹿漁港			
NO.	最大遡上高	津波影響開始時間	第１波到達時間
①	5.59m	63分	91分
③	2.34m	23分	28分
④	6.77m	33分	40分

大椴子川河口			
NO.	最大遡上高	津波影響開始時間	第１波到達時間
①	3.79m	72分	75分
③	1.73m	28分	32分
④	10.05m	32分	39分

小平藻川河口			
NO.	最大遡上高	津波影響開始時間	第１波到達時間
①	4.32m	75分	77分
③	1.83m	31分	35分
④	10.63m	33分	39分

臼谷漁港			
NO.	最大遡上高	津波影響開始時間	第１波到達時間
①	5.33m	76分	77分
③	2.05m	32分	36分
④	10.54m	33分	40分

第１章　総則

第４　津波断層モデルに対する最大遡上高、津波影響開始時間、第１波到達時間

本町における「最大遡上高」、「津波影響開始時間」「第１波到達時間」は次のとおりである。

１　最大遡上高

最大クラスの津波が悪条件下において発生した場合に想定される最大遡上高は、北海道がシミュレーションした各断層モデルにおいて以下のとおりとなっている。

津波断層モデル	最大遡上高
①F01　津波断層モデル	5.59m（鬼鹿漁港）
③F03´津波断層モデル	2.34m（鬼鹿漁港）
④F06　津波断層モデル	10.63m（小平蘂川河口）

２　津波影響開始時間

海域を伝播してきた津波により、概ね海岸線において、地震発生後に初期潮位から±20ｃｍの変化が生じるまでの時間は、北海道がシミュレーションした各断層モデルにおいて以下のとおりとなっている。

津波断層モデル	津波影響開始時間
①F01　津波断層モデル	58分（豊浜）
③F03´津波断層モデル	20分（豊浜）
④F06　津波断層モデル	32分（大椴子川河口）

３　第１波到達時間

北海道がシミュレーションした各断層モデルにおける第１波到達時間は以下のとおりとなっている。

津波断層モデル	第１波到達時間
①F01　津波断層モデル	75分（大椴子川河口）
③F03´津波断層モデル	26分（豊浜）
④F06　津波断層モデル	39分（小平蘂川河口）

第２章　津波避難対策

第１節　避難計画

第１　津波到達時間及び避難可能距離の設定

１　第１波到達時間

本町における、第１波到達時間は④ＦＯ６津波断層モデルにおいては、概ね 39 分から40分となっている。

２　避難可能距離の設定

避難対象地域の中で、避難開始から津波による浸水開始時間までの間に、避難が可能な距離は 2,040 メートルとなるが、要配慮者の移動等を考慮して、避難できる限界の距離は最長 1,020 メートル程度を目安に設定する。

避難可能距離は、原則として徒歩による避難を想定し、次式により算出する。

避難可能距離＝（歩行速度）×（浸水開始時間－地震発生からの避難開始時間）

※１　歩行速度は、老人自由歩行速度、群集歩行速度、地理不案内者歩行速度等の目安とし1.0m/秒とする。

※２　要配慮者等の場合、0.5m/秒とする。

※３　地震発生からの避難開始時間は、地震発生後から２分から５分後には避難を開始できるものと想定する。

（※１の場合）

■2,040m＝1.0m/秒×（39 分－5 分）×60ｓ

（※２の場合）

■1,020m＝0.5m/秒×（39 分－5 分）×60ｓ

第２章　津波避難対策

第２　避難の方法

１　原則

避難方法は、原則として徒歩とする。

地震・津波発生時には、家屋の倒壊、落下物等により円滑な避難ができないおそれが高く、また多くの避難者が自動車等を利用した場合、渋滞や交通事故等を発生させ、自動車の利用が徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれの高いこと等から、避難に当たっては、原則として徒歩とする。

２　自動車の利用等

指定緊急避難場所や避難目標地点まで避難するには相当な距離がある場合や、要配慮者の円滑な避難が非常に困難である場合等、また自動車等を利用した場合であっても、渋滞や交通事故等のおそれや徒歩による避難者の円滑な避難を妨げるおそれが低い場合等には、自動車による避難を認めることとする。

３　避難先

第一に命が助かることを優先し、近くの高台や避難目標地点等に避難する。

次に、指定避難所等へ移動することとする。

第３　避難目標地点

避難目標地点は、津波の危険から命を守るための避難の目標地点として、選定している。

各避難目標地点の選定に当たっては、近くの高台を基本とし、地域の状況を十分考慮したものとする。

臼谷地区	
避難対象地域名	避難目標地点（通称）
臼谷１区	臼谷神社
臼谷２区	小野宅裏山、旧臼谷小学校
臼谷３・４区	佐藤宅裏山、正法寺、町営墓地

鬼鹿地区	
避難対象地域名	避難目標地点（通称）
広富	川森宅裏山
広富の一部、港町１、港町２	小平高等養護学校、おにしか更生園、厳島神社
港町３、田代、元浜の一部	興聖寺横、水道の山
元浜	土門宅裏山、荒関宅裏山
千松	角田宅裏山、荒関宅裏山、根市宅裏山
豊浜	角谷宅裏山、高浜宅裏山、住吉宅前、福谷宅裏山

小平地区	
避難対象地域名	避難目標地点（通称）
小平市街地	小平中学校、おびまる広場、 ゆうゆうそう、望洋台キャンプ場

第４　避難経路等

避難経路等の選定に当たっては、以下の条件や地域の状況を十分考慮したものとする。

【避難経路等選定基準】

ア　山・がけ崩れ、建物の倒壊、転倒・落下物等による危険が少なく、避難者数等を考慮して、幅員が広いこと。特に、観光客等の多数の避難者が見込まれる地域にあっては、十分な幅員が確保されていること。

イ　橋梁等を有する道路を指定する場合は、その耐震性が確保されていること。

ウ　防潮堤や胸壁等の避難障害物を回避する対策（例えば階段等の設置）が図られていること。

エ　原則として、海岸・河川沿いの道路ではないこと。

オ　津波の進行方向と同方向とすること。（海岸方向にある避難場所へ向かっての避難をするような避難路の選定は原則として行わない。）

カ　家屋の倒壊、火災の発生、橋梁等の落下等の事態にも対応できるように、近隣に迂回路を確保できる道路を選定することが望ましい。

キ　円滑な避難ができるよう避難誘導標識や同報無線等が設置されていること。

ク　夜間の避難も考慮し、夜間照明等が設置されていること。

ケ　階段、急な坂道等には手すり等が設置されていることが望ましい。

【日谷地区　避難経路及び避難目標地点図】

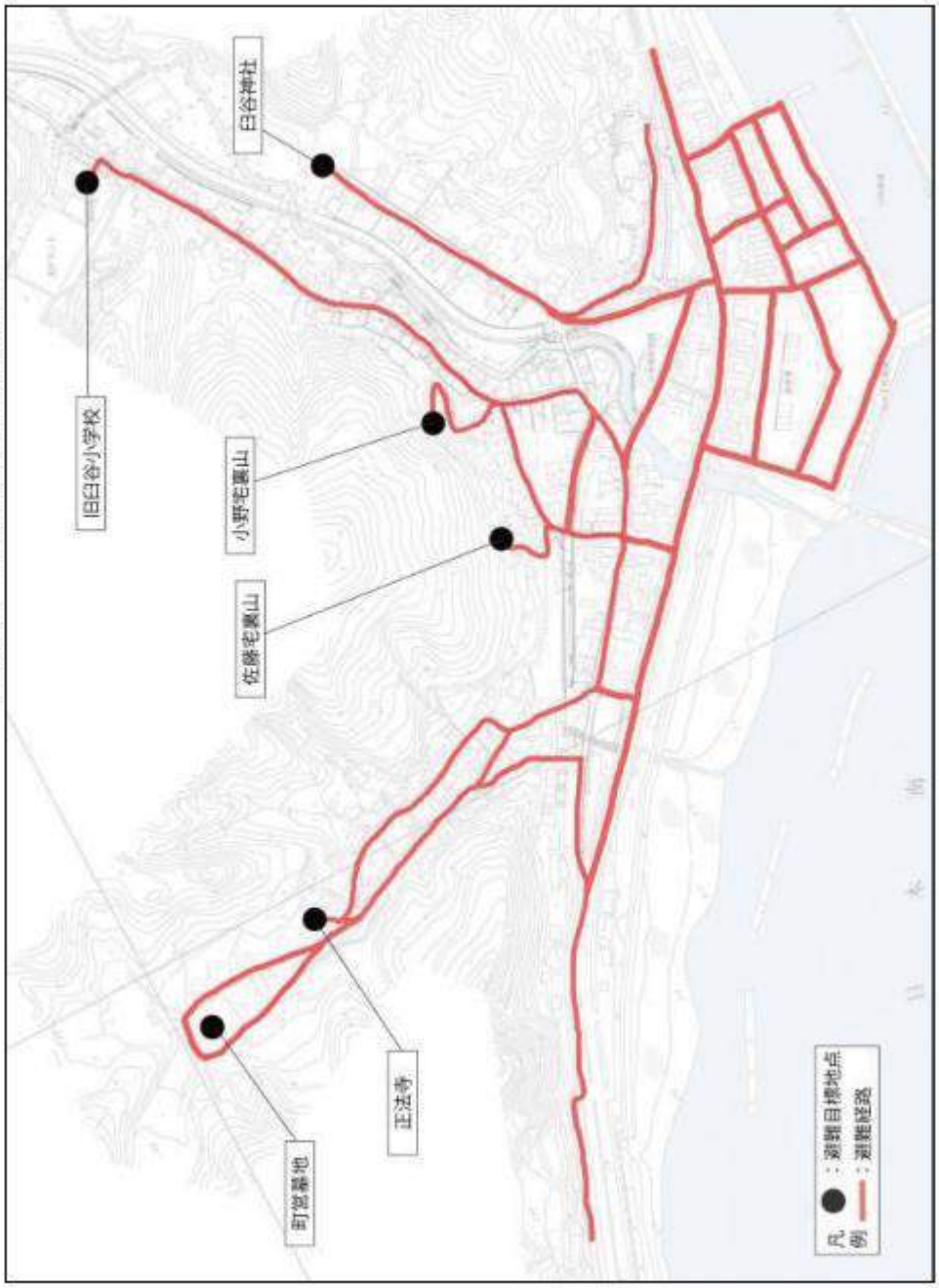

【鬼鹿地区　避難経路及び避難目標地点図】

【小平地区　避難経路及び避難目標地点図】

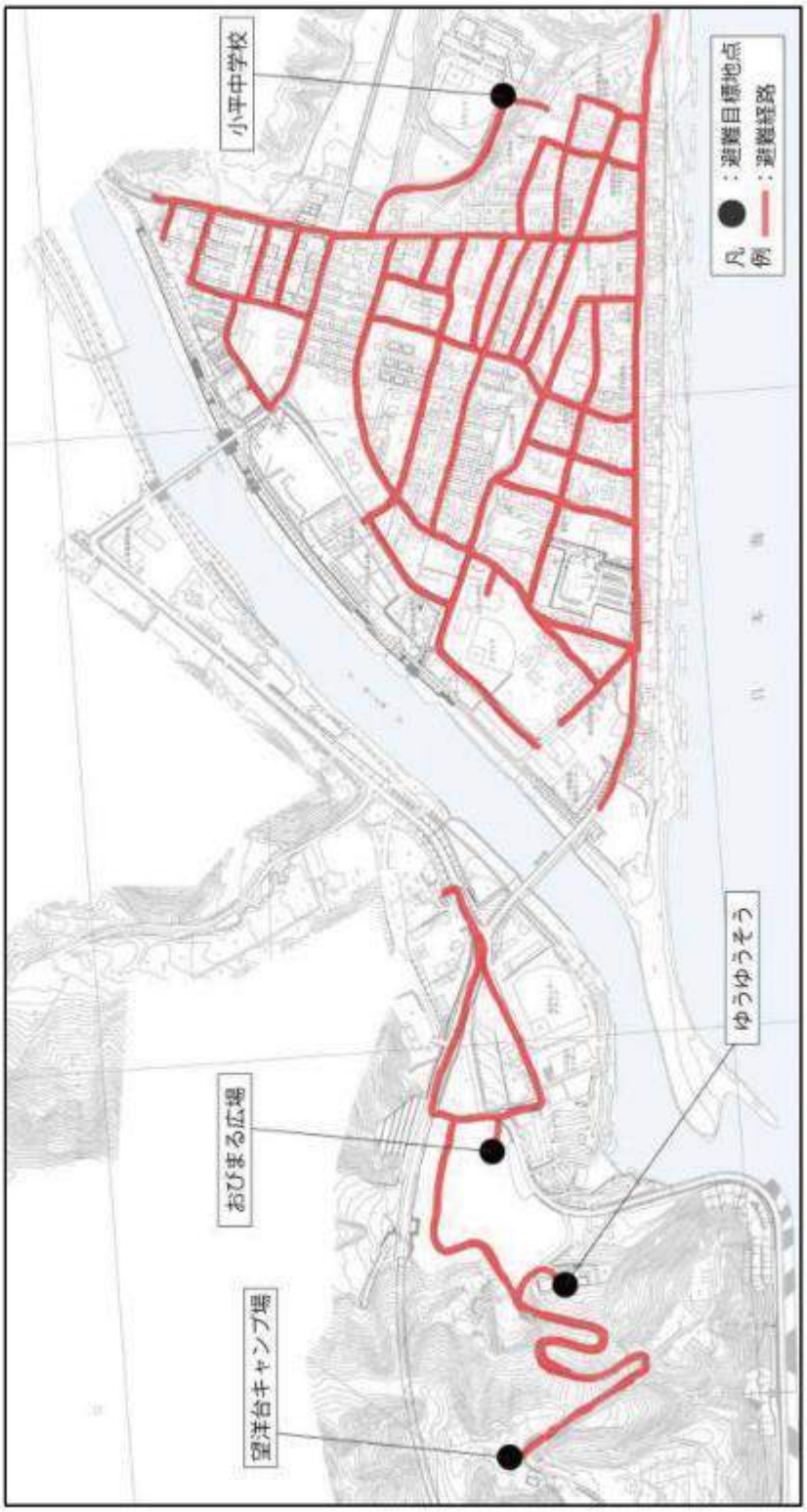

12

【各町内会設置避難路及び避難目標地点】

町内会名	延長(m)	避難目標地点
白谷2区	65	小野寺裏山

避難路位置図

避難路写真

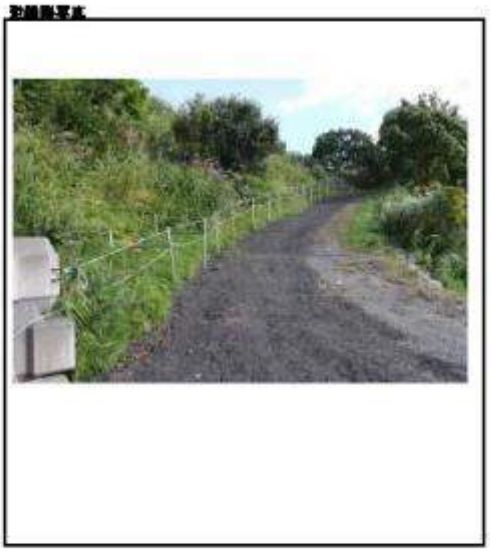

町内会名	延長(m)	避難目標地点
白谷3区	40	佐藤宅裏山

避難路位置図

避難路写真

第２章　津波避難対策

町内会名	延長(m)	避難目標地点
旭町1	80	小平中学校

避難路位置図

避難路写真

町内会名	延長(m)	避難目標地点
古富	50	川森宅裏山

避難路位置図

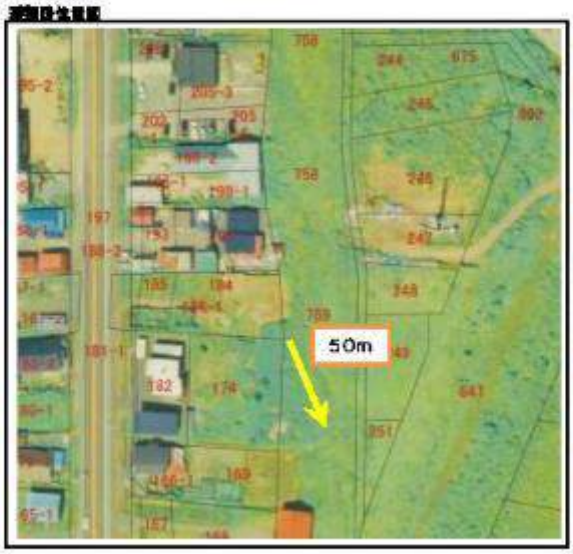

避難路写真

14

町内会名	延長(m)	避難目標地点
港町1区	40	鎮魂神社

避難場所位置図

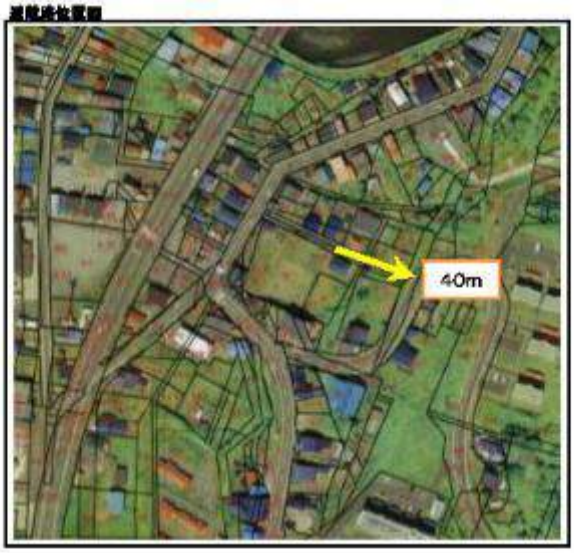

避難場所写真

町内会名	延長(m)	避難目標地点
港町3区	95	興生寺横

避難場所位置図

避難場所写真

第２章　津波避難対策

町内会名	延長(m)	避難目標地点
田代	55	水源の山

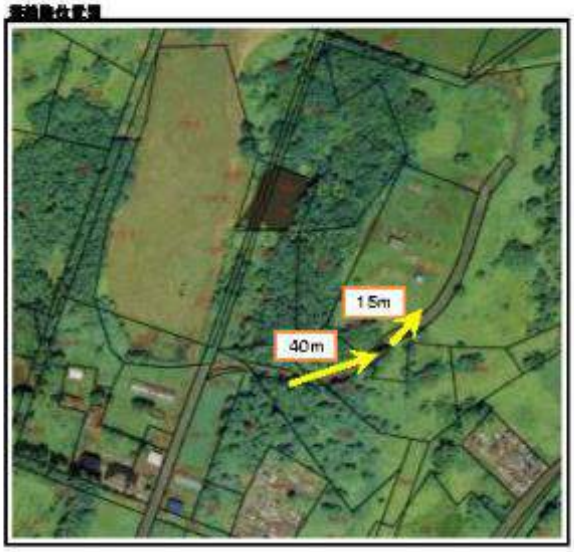

町内会名	延長(m)	避難目標地点
元氏	30	土門生産山

16

町内会名	延長（m）	避難目標地点
花浜	30	角田宅裏山

避難経位置図

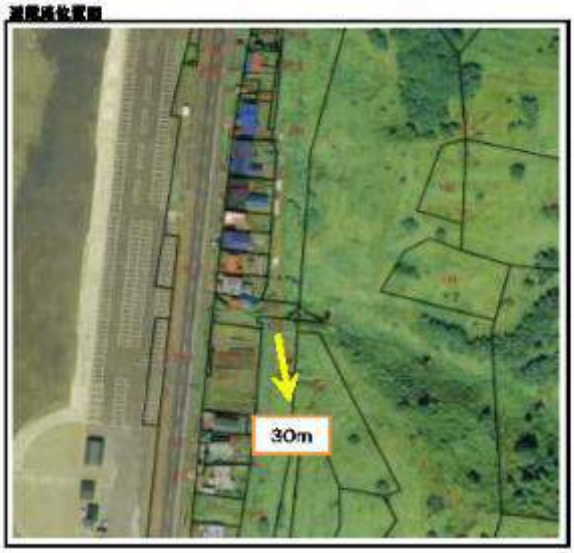

避難経写真

町内会名	延長（m）	避難目標地点
千松	30	角田宅裏山

避難経位置図

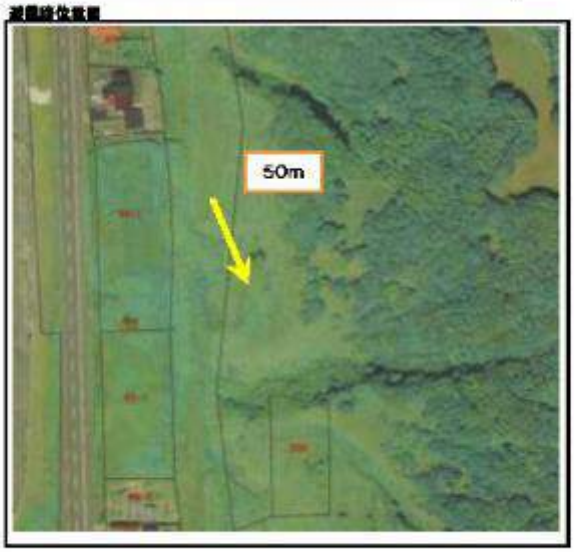

避難経写真

第２章　津波避難対策

町内会名	延長（m）	避難目標地点
千松	50	荒瀬宅裏山

避難場所位置図

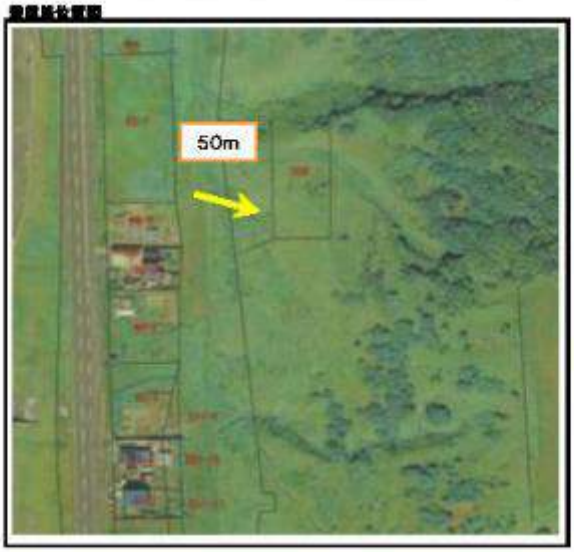

避難場所写真

町内会名	延長（m）	避難目標地点
千松	50	根市宅裏山

避難場所位置図

避難場所写真

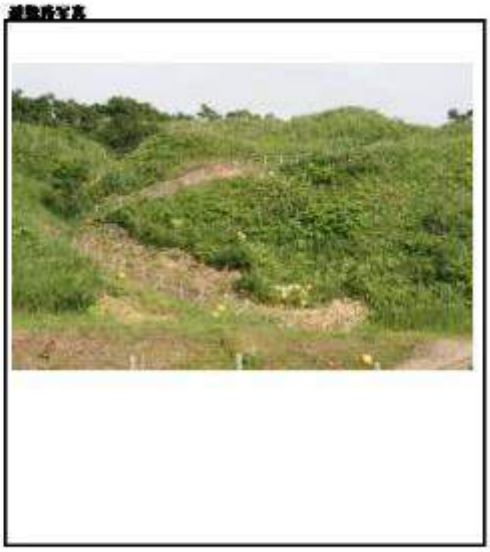

町内会名	延長(m)	避難目標地点
蓋浜	30	角谷宅裏山

避難路位置図

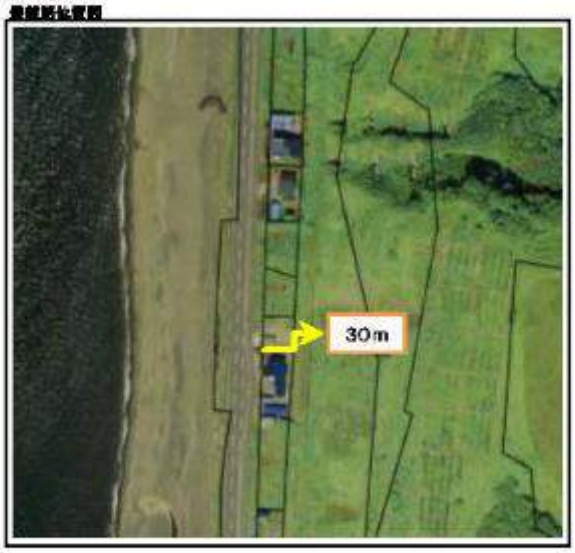

避難路写真

町内会名	延長(m)	避難目標地点
蓋浜	25	高浜宅裏山

避難路位置図

避難路写真

町内会名	延長(m)	避難目標地点
豊浜	15	住吉宅前

避難場所位置図

避難路写真

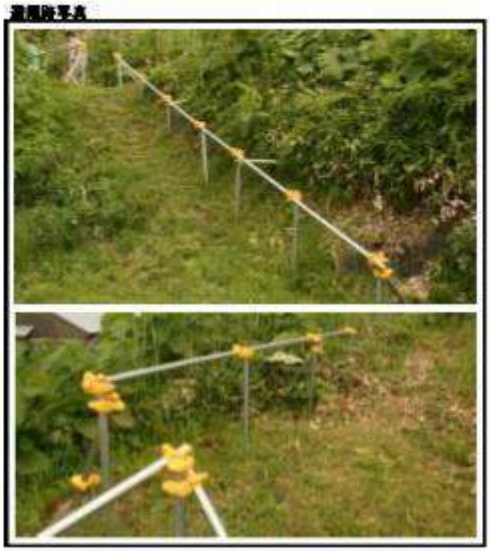

町内会名	延長(m)	避難目標地点
豊浜	15	指谷宅裏山

避難場所位置図

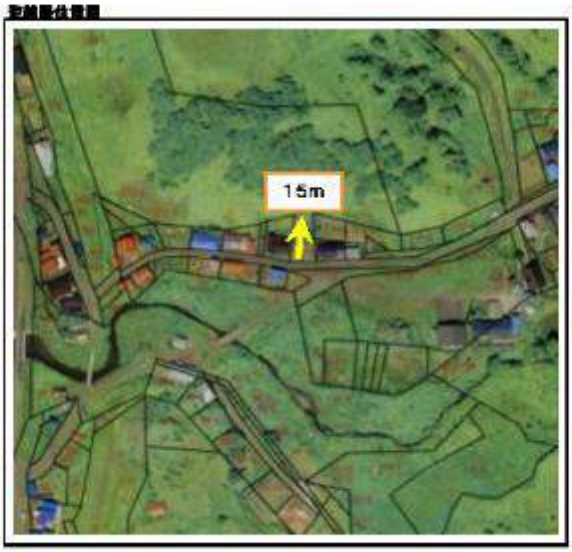

避難路写真

第５　指定緊急避難場所及び緊急一時避難場所

沿岸地域における指定緊急避難場所及び緊急一時避難場所は、津波の危険から避難するために、必要とされる安全性や機能性が確保されている場所を選定している。

【指定緊急避難場所（津波）】

NO.	地区	施設・場所名
1	小平地区	おびまる広場
2	小平地区	小平町やすらぎ滞在交流拠点施設ゆうゆうそう
3	小平地区	小平町望洋台キャンプ場
4	小平地区	小平町立小平中学校
5	小平地区	小平町立小平中学校体育館
6	小平地区	小平町立小平中学校グラウンド
7	港町地区	鬼鹿厳島神社
8	田代地区	おにしか更生園
9	田代地区	北海道小平高等養護学校
10	田代地区	北海道小平高等養護学校体育館
11	田代地区	北海道小平高等養護学校グラウンド

【緊急一時避難場所（津波）】

NO.	地区	施設・場所名
1	臼谷地区	臼谷神社・旧臼谷小学校・小野宅裏山・佐藤宅裏山・正法寺・町営墓地
2	広富地区	川森宅裏山
3	田代地区	水道の山・興聖寺横
4	元浜地区	土門宅裏山・荒関宅裏山
5	千松地区	角田宅裏山・荒関宅裏山・根市宅裏山
6	豊浜地区	角谷宅裏山・高浜宅裏山・住吉宅前・福谷宅裏山

第２章　津波避難対策

第６　津波避難困難地域の検討

本町における、第１波到達時間は④ＦＯ６津波断層モデルにおいては、概ね 39 分から 40 分となっており、避難対象地域の中で、避難開始から津波による浸水開始時間までの間に、避難が可能な距離は 2,040 メートル、要配慮者の移動等を考慮すると、避難できる限界の距離は最長 1,020 メートル程度となる。

避難対象地域の中で、津波浸水域内の状況を整理した結果、本町における津波の第１波到達である 39 分以内に、適切に高台へ避難行動が行われる時間内であることから、津波避難困難地域は、本町では該当なしとする。

しかし、冬期積雪時の場合は、歩行困難者等はさらに歩行速度が低下し、避難誘導に関する時間を要することが想定されるため、円滑な避難対策を強化する必要がある。

第２節　津波防災教育・啓発

第１　津波防災教育・啓発

津波災害について、「正しく恐れて備えることが大切である」ことの認識と防災・減災対策による被害軽減効果等の知識の普及と啓発を、消防・防災行政や消防団の経験者、防火クラブ・町内会組織、事業所等の防災担当者等のみならず、町民等に徹底することにより、津波災害において迅速かつ的確な措置をとり、被害を最小限度に防止するため、防災教育を推進する。

１　町民等に対する防災知識の普及・啓発

町は、防災関係機関や企業等と連携して、津波災害時に町民等が的確な判断に基づいた行動ができるよう、あらゆる機会を通じて、北海道地震被害想定と防災・減災対策による被害軽減効果のほか、津波（北海道津波浸水想定図における津波の浸水域・到達時間等を含む。）についての正しい知識や津波からの早期避難や耐震化等の防災・減災対策の普及・啓発を行い、意識の高揚を図る。

また、公民館等の社会教育施設を活用するなどして、町内会組織等、地域コミュニティや家庭・家族単位での防災に関する教育の普及促進を図る。

（１）啓発内容

ア　想定される津波被害と防災・減災対策による被害軽減効果
イ　津波に対する地域住民への周知
ウ　様々な条件下で津波発生時にとるべき行動、緊急地震速報利用の心得等
エ　津波に対する一般知識
オ　非常用食料、飲料水、身の回り品等非常持出品や救急医薬品の準備
カ　災害情報の正確な入手方法
キ　災害時の家族内における連絡体制の事前確保
ク　自動車運転時の心得
ケ　救助・救援に関する事項
コ　安否情報の確認に関する事項
サ　津波浸水想定図
シ　避難場所、避難路及び避難方法等避難対策に関する事項
ス　高齢者、障がい者等への配慮
セ　避難行動要支援者に対する避難支援
ソ　各防災関係機関が行う地震災害対策
タ　その他必要な事項

第２章　津波避難対策

（２）啓発方法

ア　ホームページ、パンフレット、リーフレット、ポスターの作成・配布

イ　テレビ、ラジオ、防災行政無線等放送施設の活用

ウ　新聞、広報紙、インターネット、その他の広報媒体の活用

エ　映画、スライド等の活用

オ　防災に関する講習会、講演会、展示会等の開催

カ　その他の方法

２　学校における防災知識の普及・啓発

学校においては、児童・生徒に対し、津波の現象、災害の予防等の知識向上及び防災の実践活動（津波における避難、保護の措置等）の習得を積極的に推進する。

また、児童・生徒等に対する津波防災教育の充実を図るため、教職員等に対する津波防災に関する研修機会の充実等に努める。

３　職員に対する防災知識の普及・啓発

町は、津波災害を予防し、又はその拡大を防止するため、職員に対して、津波防災に関する教育、研修、訓練を行う。

第２　自主防災に関わる組織の育成

共助を進めるため、地域における自主防災に関わる組織の結成を支援する。また、実践的な防災活動が可能な組織力を有するようにするため、講習会や訓練等の支援を行う。

第３　防災リーダーの育成

地域社会や事業所において津波防災教育・啓発の核となる人材を養成するため、町内会組織のリーダー、消防・防災行政や消防団の経験者、防火クラブ、事業所等の防災担当者等を対象として、津波避難に関する講習会等の実施に努める。

第３節　避難訓練

第１　避難訓練の実施体制、参加者

避難訓練の実施主体は、町民、企業、町、消防署、消防団、町内会組織、社会福祉施設、学校、医療施設に加えて漁港関係者、海岸付近の観光及び宿泊施設の管理者等とし、地域ぐるみの実施体制の確立を図るものとする。また、観光客、釣り客、海水浴客等の幅広い参加を促すとともに、避難行動要支援者の避難誘導等の実践的な訓練が可能となるよう参加者を検討するものとする。

津波避難訓練は年１回以上実施し、訓練参加者には、津波避難に関する研修や情報提供を必ず実施する。

また、津波避難訓練の実施後には、検討会を開催して、津波避難対策や津波避難訓練の問題点等を検証する。

第２　訓練の内容等

１　津波情報等の収集、伝達

初動体制や情報の収集・伝達ルートの確認、防災行政無線の可聴範囲の確認、町民等への広報文案の適否（平易で分かりやすい表現か）等を検証する。

２　津波避難訓練

避難訓練は、津波の高さ、到達予想時間、継続時間等を設定し、想定津波の発生から終息までの時間経過に沿った内容とし、避難場所、避難経路等を実際に避難することにより経路や避難標識の確認、避難の際の危険性、避難に要する時間、避難誘導方法等を把握する。

３　津波監視・観測訓練

高台等の安全地域からの目視等による津波観測、監視結果の伝達、災害応急対策への活用等について訓練を実施する。

第３章　津波発生時の応急対策

第１節　初動体制

第１　配備動員体制

１　配備体制

町における配備体制は、災害の発生又は発生のおそれがある場合において、応急対策を推進するため、次の体制によって対処する。

（１）勤務時間内

配備時期	配備体制	
北海道日本海沿岸北部に「津波注意報」が発表されたとき	第１非常配備	情報連絡のため企画振興課が当たる。情報連絡のため、各課長等をもって当たるもので、状況によりさらに次の配備体制に円滑に移行できる体制とする。
北海道日本海沿岸北部に「津波警報」が発表されたとき	第２非常配備	災害応急対策に関係する各部の所要人員をもって当たるもので、災害の発生とともに直ちに非常活動が開始できる体制とする。
北海道日本海沿岸北部に「大津波警報」が発表されたとき	第３非常配備	災害対策本部の全員をもって当たるもので、状況により、それぞれの災害応急活動ができる体制とする。

（２）勤務時間外（休日又は退庁後）

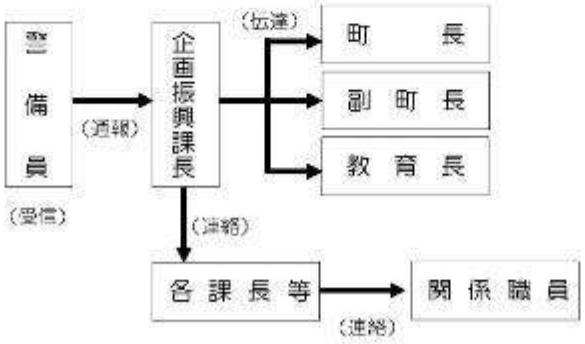

第３章　津波発生時の応急対策

２　動員

各体制における動員の要員は、小平町地域防災計画「第２章　防災組織　第２節　災害対策本部」に掲げる部・班のうちから、あらかじめ定められた職員とする。

災害の状況によっては、あらかじめ定められた配置に必ずしもこだわらず、各班相互に連絡調整を図りながら、緊急性の高い応急対策から優先的に要員を投入するなど、全体的視野から弾力的に要員の運用を図る。また、災害対策本部が長期にわたって設置されることを想定し、交代要員やローテーション等について、あらかじめ定めるよう努力する。

さらに、夜間、休日等における動員の迅速化を図るため、時間外防災連絡網を適宜活用する。

第２　情報受信・伝達体制等

大津波警報等の伝達、避難指示（緊急）等の発令、津波の実況把握等の応急対応が迅速に実施できる体制を確保する。

さらに、状況に応じて、避難指示（緊急）等の判断に必要となる町長、副町長等との連絡体制を確保する。

第３　職員の安全確保

津波到達予想時刻までに、津波浸水想定区域から退避することを前提とする。

浸水開始時間が短い地域においては、退避を優先する。

第２節　地震・津波に関する情報収集・伝達

第１　津波情報等の収集

１　津波情報等の早期収集

気象庁等から収集する大津波警報・津波警報・津波注意報は次のとおりとする。

〔気象庁が発表する津波警報・津波注意報〕（津波予報区：北海道日本海沿岸北部）

津波による災害の発生が予想される場合に、地震が発生してから約３分を目標に大津波警報・津波警報・津波注意報を発表する。

種　類	発表基準	津波警報等を見聞きした場合にとるべき行動	発表される津波の高さ	
			数値での発表	定性的表現での発表
大津波警報（津波特別警報）	予想される津波の高さが高いところで３メートルを超える場合	地域に津波が及び浸水するおそれがあるため、沿岸部や川沿いにいる人は、ただちに高台や避難ビルなど安全な場所へ避難する。 警報が解除されるまで安全な場所から離れない。	10m超 10m 5m	巨大
津波警報	予想される津波の高さが高いところで１メートルを超え、３メートル以下の場合		3m	高い
津波注意報	予想される津波の高さが高いところで0.2メートル以上、１メートル以下の場合であって、津波による災害のおそれがある場合	地域では避難の必要はない。海にいる人はただちに海から上がって、海岸から離れる。 海水浴や磯釣りは危険なのでおわない。 注意報が解除されるまで海に入ったり海岸に近付いたりしない。	1m	（表記しない）

■北海道防災情報システム

道内に発生した各種災害等の情報が提供される。

■国土交通省港湾局　全国港湾海洋波浪情報網（ナウファス　NOWPHAS）

国土交通省港湾局・各地方整備局・北海道開発局・沖縄総合事務局・国土技術政策総合研究所及び港湾空港技術研究所の相互協力のもとに構築・運営されている我が国沿岸の波浪情報網。2016年４月時点では、78観測地点において、波浪の定常観測を実施している。

２　津波の実況等の情報収集

津波発生の危険性がある場合、消防団及び自治会等と協力し、高台等の安全な場所から海面状態を監視する。

■潮位観測

観測地点	位　置	設置者
留萌	留萌市大町１丁目	国交省港湾局

第３章　津波発生時の応急対策

第２　津波情報等の伝達

１　伝達系統

気象庁本庁は、津波警報等を発表した場合、次の経路により関係機関に通知する。

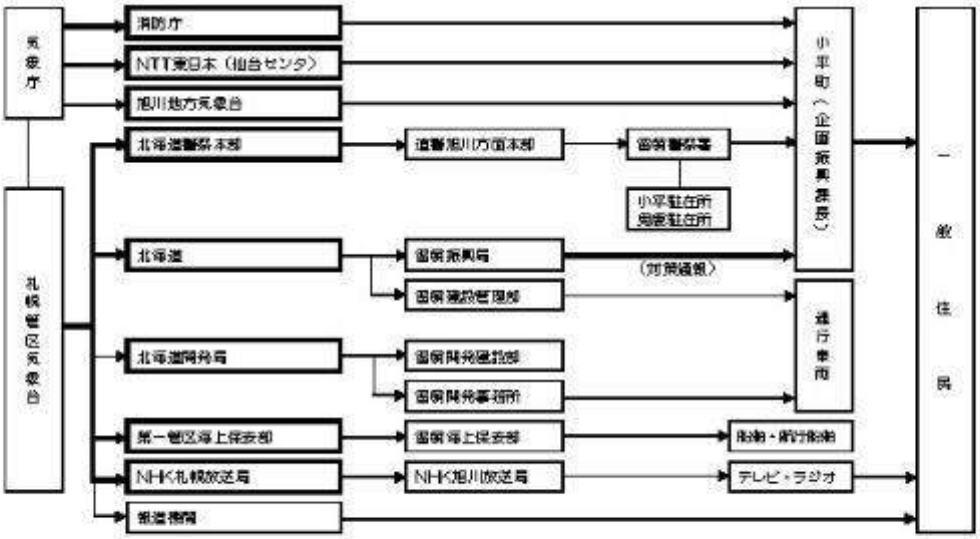

※注）□（二重線）で囲まれている機関は、気象業務法の規定に基づく協定伝達先

→（太線）は、特別警報が発表された際の気象業務法の規定に基づく通知若しくは周知の措置が義務付けられている伝達

→ は、放送

→ は、気象業務法に基づく通知等の義務及び放送以外の伝達

・NTT東日本（仙台センタ）には、津波警報と大津波警報（特別警報）の発表と解除のみ通報

・対策通報は、北海道防災情報システムにより通知

（町の措置）

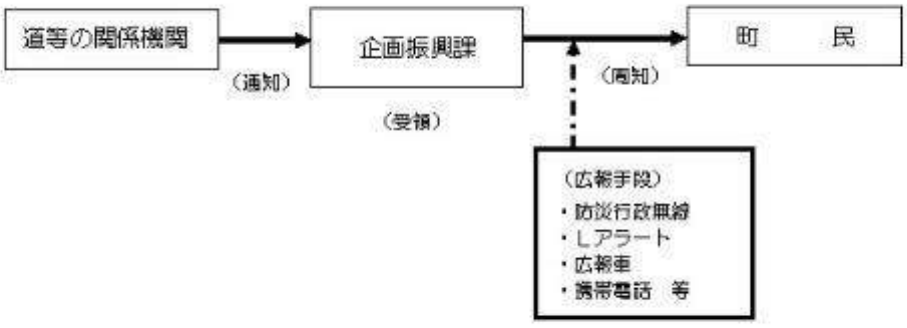

２　伝達方法

町民等への津波に関する情報の伝達方法は、次のとおりとする。

また、情報伝達の方法は多重化・多様化を図り、要配慮者等へ十分な配慮をするものとする。

【町から町民等への伝達方法】

伝達手段	伝達内容	実施担当
町防災行政無線（同報系）	津波予報・情報（解除も含む） 避難指示（緊急）の内容	企画振興課
Ｌアラート（災害情報共有システム）	津波予報・情報 避難指示（緊急）の内容	企画振興課
全国瞬時警報システム（Ｊ－ＡＬＥＲＴ）	津波予報・情報 緊急災害情報	企画振興課
広報車、消防車両	津波予報・情報（解除も含む）	企画振興課
	避難指示（緊急）の内容	小平消防署
携帯電話（エリアメールを含む。）	津波予報・情報（解除も含む） 避難指示（緊急）の内容	企画振興課
ホームページ	津波予報・情報（解除も含む） 避難指示（緊急）の内容	企画振興課

【町から関係機関への伝達方法】

伝達責任者	伝達先	伝達方法
保健福祉課 保健福祉課長	医療機関、要配慮者関連施設、民生委員等	電話、FAX、戸別訪問
教育委員会 管理課長	学校教育施設	電話、FAX
教育委員会 社会教育課長	社会教育施設	電話、FAX
経済課 経済課長	農林水産業団体	電話、ＦＡＸ
経済課 経済課長	商工業団体・宿泊施設	電話、FAX
企画振興課 企画振興課長	町内会会長	電話、FAX、 防災行政無線
企画振興課 企画振興課長	公共交通機関	電話、FAX

第３章　津波発生時の応急対策

第３節　避難指示（緊急）等の発令

第１　発令の基準

津波災害は、一刻も早い避難が必要であることから、避難準備・高齢者等避難開始、避難勧告は発令せず、基本的には「避難指示（緊急）」のみを発令する。

ただし、遠隔地震で発生した津波のように到達まで相当の時間がある場合は、避難準備・高齢者等避難開始や避難勧告の発令を検討する。また、地震により堤防が決壊することも想定されるため、地震発生時には堤防の決壊について情報収集に努め、決壊に繋がるような前兆等に関する情報を得た場合は、避難指示（緊急）発令の判断材料とする。

基本的には、屋内安全確保とはせず、できるだけ早く、高い場所へ「立退き避難」を行う。

【避難指示（緊急）の発令基準】

避難指示（緊急）の発令基準	指示の内容
○大津波警報、津波警報の発表時及び通知受信時	① 避難対象地域 ② 避難指示（緊急）の理由 ③ 避難先及び避難経路 ④ 避難の方法及び携行品 ⑤ その他必要な事項
○停電、通信途絶により、津波警報等を適時に受けることができない状況において強い揺れ（概ね震度４程度以上）を感じた場合、あるいは、揺れは弱くても１分程度以上の長い揺れを感じた場合	
○気象業務法施行令第 10 条の規定により町長が自ら津波警報をした場合	

第２　発令の時期及び手順

避難指示（緊急）等の発令は、町長が基準に該当する事態を認知した後、直ちに行う。

町長が不在あるいは町長に連絡がとれない場合は、副町長、教育長の順位で代行する。

第３　町民への周知及び関係機関への連絡

１　町民への周知

避難の措置を実施したときは、速やかにその内容を町防災行政無線、広報車等により町民に伝達する。また、必要に応じて、防災関係機関及び町内会組織等の協力を得て町民への周知徹底を図る。この場合において、高齢者や障がい者等の避難行動要支援者や一時滞在者等に対する伝達について十分考慮し、情報の受け手に応じた多種多様な手段を確保するものとする。

２　関係機関の相互連絡

町は、避難の措置をとったとき、その内容について、道（留萌振興局）、留萌警察署等に連絡通報する。

【避難指示（緊急）等の発令内容の伝達文（例文）】

① 大津波警報（津波警報）が発表された場合

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令
■こちらは、小平町です。
■大津波警報（又は津波警報）が発表されたため、○○時○○分に○○地域に、津波災害に関する避難指示を発令しました。
■直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

② 津波注意報が発表された場合

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令
■こちらは、小平町です。
■津波注意報が発表されたため、○○時○○分に○○地域に、津波災害に関する避難指示を発令しました。
■海の中や海岸付近は危険です。
直ちに海岸から離れて、高い場所に避難してください。

③ 強い揺れ等で避難の必要性を認めた場合

■緊急放送、緊急放送、避難指示発令
■こちらは、小平町です。
■強い揺れの地震がありました。
■津波が予想されるため、○○時○○分に○○地域に、津波災害に関する避難指示を発令しました。
■直ちに海岸や河川から離れ、できるだけ高い場所に避難してください。

※「津波だ。逃げろ！」というような切迫感のある呼びかけも有効である。

第３章　津波発生時の応急対策

第４　避難指示（緊急）等の解除

１　解除の基準

（１）報道機関の放送等により津波警報等の解除を認知した場合及び津波警報等の解除の通知を受けた場合

（２）気象業務法施行令第 10 条の規定により町長が自ら津波警報をしたものを解除する場合

２　解除時期

大津波警報・津波警報・津波注意報がすべて解除された段階を基本とする。

浸水被害が発生した場合は、浸水が解消した段階を基本とする。

（津波による被害発生のおそれがないか十分確認を行う。）

第５　避難の誘導

１　避難誘導に当たる者

（１）町職員、消防職員、消防団及び警察官その他の避難措置の実施者

（２）町内会組織の会長及び役員等

２　避難誘導の方法

（１）避難は、原則徒歩とする。

（２）避難場所・避難路沿いの要点等に誘導に当たる職員等を配置し、あるいは案内標識を設置するなどして、町民の速やかな避難を図る。

なお、町長は、あらかじめ選定した避難場所、避難路沿い等に案内標識を設置して、速やかに避難できるように努めるものとする。

（３）避難は幼小児、高齢者及び障がい者を優先する。

（４）避難行動要支援者に関しては、事前に援助者を決めておく等の避難支援プラン（全体-個別計画）を作成して支援体制を整備し、危険が切迫する前に避難できるよう配慮する。

また、観光客及び外国人等の避難に当たっても、町内会組織、消防団、近隣住民と連携を図りながら避難誘導を行えるよう、避難の連絡方法や避難補助の方法をあらかじめ定めておくものとする。

（５）避難の勧告又は指示に従わない者については、極力説得して任意に避難するよう指導する。

（６）避難場所又は避難路に障害物あるいは危険物がある場合は、町長の指示のもとに当該物件の除去、保安その他必要な措置を講じ、避難の円滑を図る。

３　再避難の措置

誘導に当たる関係防災機関及び職員等は、正確な情報把握に努め、避難場所や避難経路の状況が悪化した場合には、機を失することなく再避難等の措置を講ずる。

第４章　その他の対策

第１節　積雪・寒冷地対策

第１　冬期道路交通の確保

関係機関等と連携のうえ、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について、積雪や凍結により物資供給等が滞ることがないよう、除雪体制を優先的に確保する。

第２　避難対策、避難生活環境の確保

避難施設における暖房等の需要の増大が予想されるため、電源を要しない暖房器具、積雪期を想定した資機材の備蓄に努めるとともに、燃料については、留萌地方石油業協同組合や北海道エルピーガス災害対策協議会との防災協定に基づき優先的に確保する。

第３　電力の確保

日頃から、北海道電力㈱との連携を密にし、電力の供給停止時における早急復旧体制を確保するとともに、避難所に必要となる発電機、懐中電灯等の必要物資の備蓄に努めるものとする。

第４　緊急通信ネットワークの確保

日頃から、ＮＴＴ東日本旭川支店と連携を密にし、電話回線故障時における早期復旧体制を確保するとともに、住民等への情報伝達は、消防サイレン、広報車や防災行政無線、口頭により行うものとする。

第５　雪崩対策

道路を所轄する各機関は、緊急輸送道路や避難所へのアクセス道路について防雪柵や周知のための表示板などを設置し、雪崩の防止対策を講ずるよう努める。

また、地震発生時には巡視警戒を行い、状況に応じ除雪の実施や通行規制等の必要な対策を講じ、二次災害の発生を防止するとともに円滑な避難が行えるよう努める。

第６　水門等の作動の確保

河川及び水門等の管理者と連携し、通年における作動環境の点検及び確保に努める。

第７　救助・救出体制の強化

積雪時は、自力脱出困難者の救助・救出が困難となることが想定されることから、消防隊員の救助・救出技術の高度化や関係機関と連携した除雪体制の強化に努める。

第４章　その他の対策

第２節　要配慮者及び観光客等の避難対策

第１　要配慮者の避難対策

１　情報共有・伝達

町は災害の発生に備え、避難行動要支援者名簿を作成し、避難行動要支援者に対する援護が適切に行われるように努めるとともに、各地域内における要配慮者の現状把握に努める。

また、町民等への情報の伝達方法は、防災行政無線、広報車等の音声伝達が主体であるが、戸別訪問など地域と協働して要配慮者の態様に応じた伝達方法を確保する。

視覚・聴覚障がい者や外国人に対しては、町内会組織や消防団、福祉関係団体等を通じた情報伝達体制の整備や情報伝達手段の確保等の協力体制を構築する。

２　避難行動の援助

避難指示（緊急）等が発令された場合の要配慮者の避難は、近所の町民や町内会組織、民生委員・児童委員、消防団等多様な主体が援助するものとする。

なお、避難行動要支援者については、あらかじめ地域の実状に応じて策定されている避難支援プラン（全体計画・個別計画）に基づき援助するものとする。

３　社会福祉施設、病院等の避難対策

町は、社会福祉施設、病院等の管理者等に対し、災害発生時において施設利用者等の安全を確保するための組織体制の整備を指導する。

また、町内会組織や事業所等の防災組織の整備及び指導を通じ、それら防災組織と社会福祉施設、病院等との連携を図り、施設利用者等の安全確保対策に関する協力体制を構築する。

円滑かつ迅速な避難を確保する必要がある施設は、浸水のおそれのある区域内の施設とする。

また、施設管理者が情報の伝達方法、避難方法等について個別に定める際には必要な支援を行う。

第２　観光客等（観光客、海水浴客、釣り客等）の避難対策

１　情報伝達

観光施設、宿泊施設等の施設管理者への情報伝達は、電話又は防災行政無線により施設への伝達手段を確保するとともに、館内放送等の利用客への情報伝達マニュアル（いつ、誰が、何を、どのように伝達するか）を定める際には必要な支援を行う。

屋外にいる者に対しては、防災行政無線、屋外拡声器等による伝達手段を確保する。

海水浴場については、監視所、海の家等に情報収集機器（テレビ、ラジオ等）や情報伝達機器（拡声器、放送設備等）の配備を検討する。

２　観光施設等の避難対策

海岸沿いの観光施設、宿泊施設にあっては、原則として観光客等を避難場所に避難させる必要があるため、こうした施設の管理者は、町の津波避難計画との整合性を図りながら、自らの津波避難計画を策定するよう図っていく必要がある。

３　指定緊急避難場所等の確保、看板・誘導標識の設置

地理不案内で津波の認識が低い観光客等（観光客、外国人、海岸・港湾工事現場での就労者等）の円滑かつ迅速な避難を確保するため、海抜、津波浸水想定区域、避難方向、指定緊急避難場所、避難目標地点等を示した案内看板、誘導標識等の設置に努める。

小平町津波避難計画

平成 30 年 3 月発行

発行者　小平町
編集　小平町企画振興課
〒078-3392　北海道留萌郡小平町字小平町 216 番地
電話：0164-56-2111